

公益社団法人福岡県看護協会 看護研究倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 公益社団法人福岡県看護協会（以下「本会」という）の会員が行う、人を対象とした看護研究が、「ヘルシンキ宣言」、「看護研究における倫理指針（日本看護協会）」に沿って倫理的配慮のもとに行われているかを審査することを目的として、定款第40条に基づき、看護研究倫理審査委員会（以下「委員会」という）を設置し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は公益社団法人福岡県看護協会会長の要請に基づき次の任務を担う。

- 2 本会会員が行う人を対象とした看護研究が、「ヘルシンキ宣言」「看護研究における倫理指針（日本看護協会）」に沿って倫理的配慮のもとに行われているかを審査する。
- 3 前項の審査の対象は次のとおりとする。
 - (1) 本会の会員であり、所属する施設等に研究倫理審査委員会等がない場合で、会員が主たる研究者である研究に限る。
 - (2) 本会の看護学会および日本看護学会学術集会に投稿する予定であることを前提とする。
 - (3) 委員会活動における研究については、原則として前号の規定を適用しない。

(委員・任期)

第3条 委員会の任期は2年とし再任を妨げない。

(委員構成)

第4条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 本会会員から選出された保健師1名、助産師1名、看護師1名
 - (2) 看護系大学の学識者
 - (3) 本会の専務理事
 - (4) 研究対象者の観点も含め一般の立場から意見を述べることができる者
- 2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。委員長に事故がある時は副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員が当該研究等に関係するものである場合は、当該委員は当該研究等に関する審査に加わることはできない。
- 4 委員会は、委員以外からの意見等が必要と認めた場合は、会議の出席を求め、必要な協力を得ることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は審査で知り得た個人および研究計画等に関する情報を、法令に基づく場合など正当な理由なく漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事業計画・事業費)

第8条 委員会は、翌年の事業計画及び事業見込み額を作成し、委員長会での審議を経て理事会に提出する。

- 2 理事会は、予算の審議にあたって、前項の事業計画及び事業見込み額を決定する。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、事務局を教育研修部に置く。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の決議により行う。

附則

- 1 この規程は令和2年9月2日から施行する。